

京都市交通局管理規程第20号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市交通局厚生会」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 京都市健康保険組合
- (2) 京都市職員共済組合
- (3) 京都市交通局厚生会

第2条第1項中「通り」を「とおり」に改め、同項第7号を次のように改める。

- (7) 地方公営企業等の労働関係に関する法律及び労働組合法に規定する適法な協議又は交渉を行う場合

第2条第1項第8号中「已むを得ない」を「やむを得ない」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)